

申告が始まります！

所得税確定申告と 住民税(町道民税)申告です

受付期間・場所・時間

1月21日(月)～3月17日(月)
役場地下会議室 9時～17時30分

※12時15分～13時までは昼休みとなります。
※税務署、役場とも土・日曜日と祝日は閉庁日となっています。

所得税の還付申告

次に該当する方で、所得税を納め過ぎになっている方は、還付申告ができます。

- 年末調整をした給与所得者で医療費控除、住宅借入金等特別控除などがある方
- 年末調整をしていない方や所得が公的年金等の方で、医療費控除、社会保険料控除、寡婦(寡夫)控除や障害者控除などを受けることができる方など

上記に該当する方は、源泉徴収票(給与・年金等)、還付金の振込先が分かるもののほか、下記の書類が必要となります。

- 医療費控除を受ける人は、1～12月に支払った医療費や薬代などの領収書とその明細書
- 年末調整をしていない人は、1～12月に納付した国民健康保険税や介護保険料などの支払額が確認できるもの、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料の控除証明書など
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人は、住民票、金融機関が発行した借入金の年末残高証明書、住宅および土地の売買または請負契約書の写し、住宅および土地の登記事項証明書または権利書の写しなど

すでに帯広税務署では所得税の還付申告が始まっていますが、町でも次の日程で行います。「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で申告書を作成し、お早めに提出してください。

また、申告会場にお越しの際には、印鑑、「前年の申告書等の控え」をご持参ください。

所得税の納付申告

所得税が納付になる方の申告は、2月18日(月)からとなります。土地や建物を売って譲渡所得がある人や事業所得などがある人は税務署で行ってください。

住民税の申告

芽室町にお住まいの方は、原則として住民税の申告が必要です。社会保険料(国保税など)控除、扶養控除、医療費控除などがある方は住民税額の計算に影響しますので必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告をされた方は必要がありません。

住民税の住宅ローン控除の申告

税源移譲により所得税が減ったため、所得税から控除しきれなくなった住宅ローン控除額がある場合には、翌年度の住民税(所得割)から控除できることになりました。該当になる方は、税務課へ申告してください。

所得税の確定申告書が 国税庁ホームページで作成できます

詳しいことはホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/>

※2月12日(火)から国税庁ホームページにアクセスできるパソコンを会場に用意します。

☎帯広税務署 24-2161
☎税務課賦課グループ 62-9722
✉ z-tyouminzei@memuro.net